

(3) サービス管理責任者等更新研修について

①経過措置の終了について

制度改正の経過措置終了に伴い、更新研修は令和6年度から下記のとおり変更となりました。

研修日程

1日程につき、**全2日間**。

受講要件

①サービス管理責任者等実践研修（更新研修）を修了後、**過去5年間に通算2年以上**のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員としての実務経験がある又は②**現に**サービス管理責任者等として従事している

□注意□

- 令和6年3月31日までに更新研修修了者とならなかった旧サービス管理責任者等研修修了者は、更新研修を受講することはできません。実践研修を受講してください。

②更新期間の考え方について

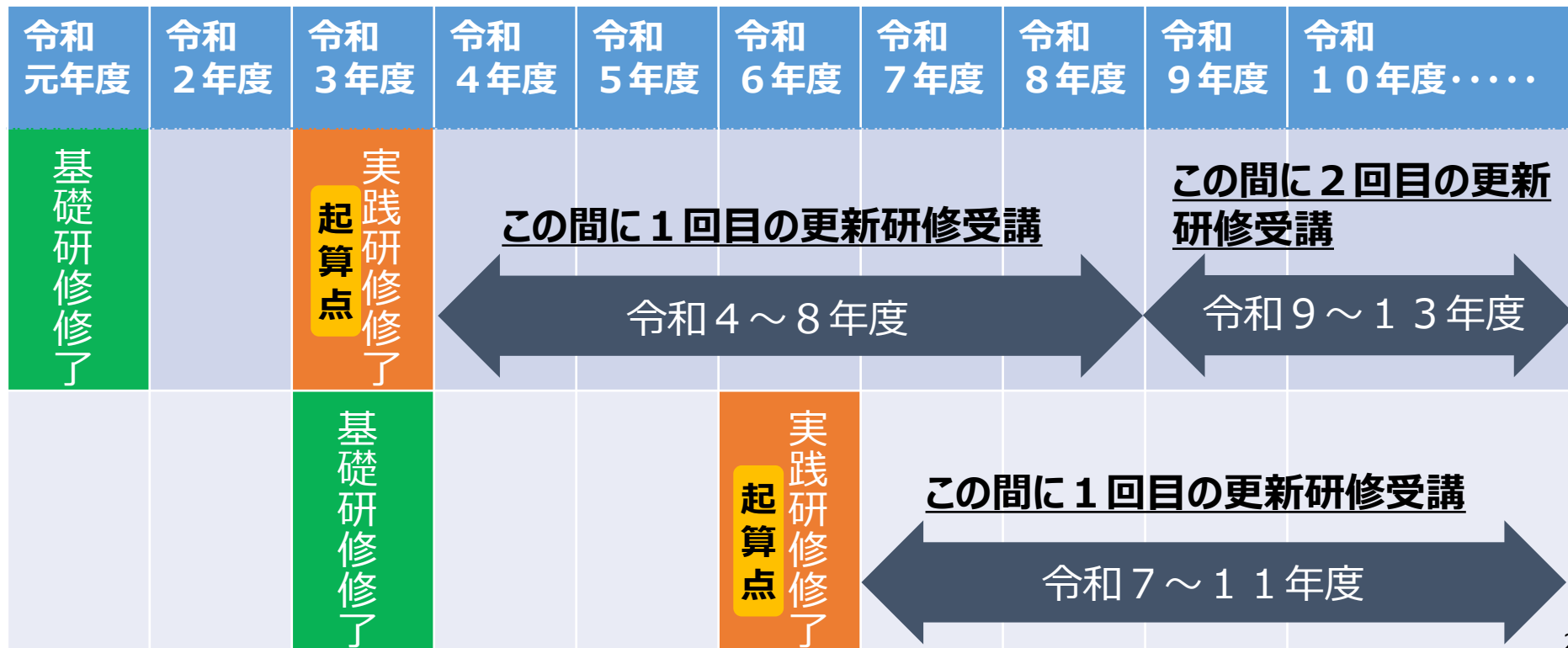
- 初回の更新研修（又は実践研修）が起算点となります。
- 詳細は**次頁**を御確認ください。

！
認識誤りをしてしまうと、気付かないうちに失効してしまう可能性があります！
必ず、御一読ください！

更新期間の考え方について(実践研修修了者)

- ・ 実践研修修了年度を起算点とし、その翌年度から5年度毎に1回、更新研修を受講することが必要となる。
- ・ 更新研修の受講には、(1)又は(2)の実務要件を満たすことが必要。
 - (1) 現にサービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員として従事。
 - (2) 過去5年間のうち2年間以上、サービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員として従事。

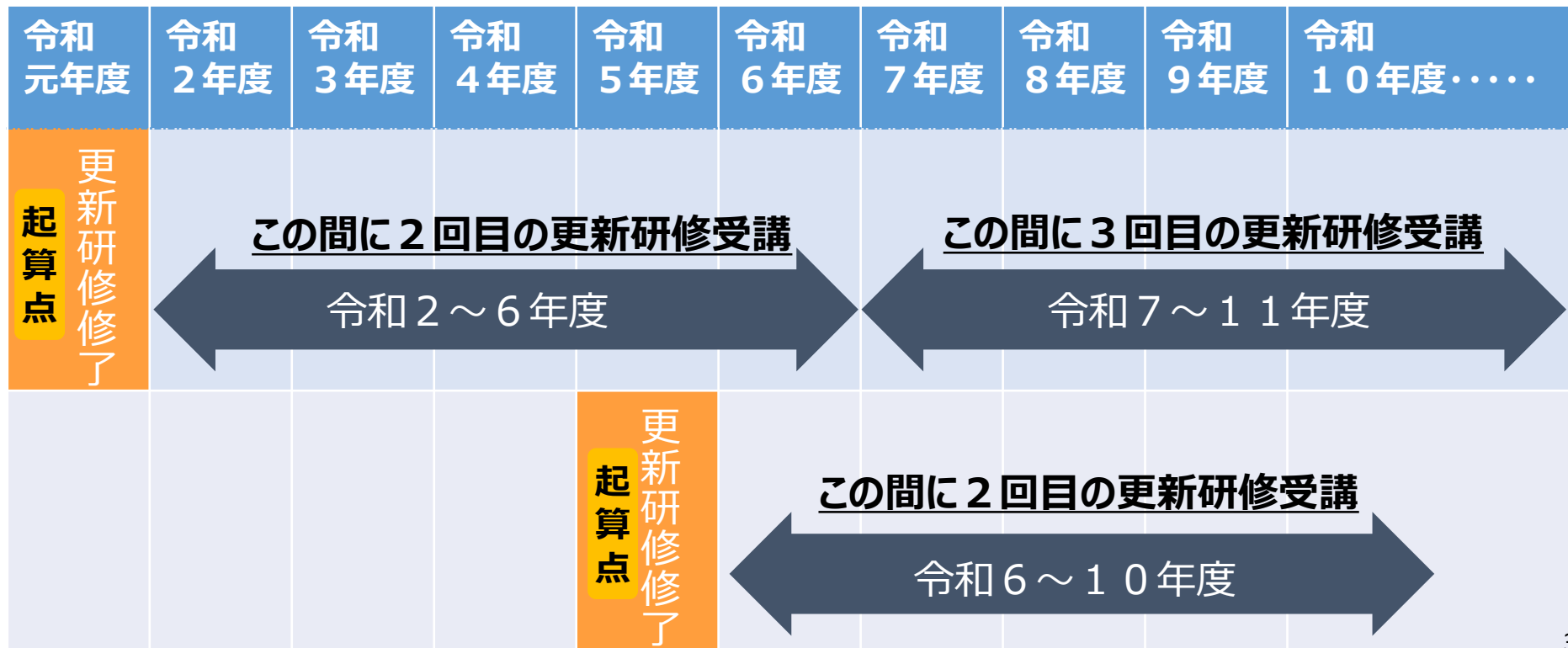
～受講イメージ図～



更新期間の考え方について(平成30年度までの研修修了者)

- 平成30年度までの研修修了者は、**令和5年度までの経過措置**として、サービス管理責任者等として「みなす」ことになっていました。
- 更新研修を受講することによって、新カリキュラムの修了者としてみなされる。そのため、**最初に更新研修を修了した年度が更新の起算点**となる。

～受講イメージ図～



サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修 Q&A

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を便宜上「サビ管等」と記載

項目	質問	回答
1	平成30年度までに旧カリキュラムの研修を修了している場合は、いつまでに更新研修を受講する必要があるのか。	平成30年度までの研修修了者は、 <u>一律で令和5年度末までに更新研修を修了することとなり、更新研修は受講できません。</u>
2	更新研修を受講できなかった場合は、基礎研修から受講することになるのか。	更新研修を更新期間内に修了できなかった場合は、 <u>実践研修から受講</u> することで再度サビ管等の資格が有効になります。